

# 真庭市医療的ケア児訪問看護レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族に対し、休憩時間やきょうだい児と過ごす時間の確保、また介護の負担軽減のため、自宅で医療保険の適用を超える部分の訪問看護を受けた場合、その費用の一部を真庭市が助成します。



## 1. 対象者

以下の全ての要件に該当する医療的ケアを必要とする児の家族

- (1) 真庭市内に住所を有し、在宅で家族による介護を受けていること。
- (2) 0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあること。
- (3) 医師の訪問看護指示書により在宅で医療的ケアを受けていること。

## 2. 助成額

医療保険の適用を超える訪問看護療養費 30 分当たり 3,500 円(上限) を真庭市が訪問看護事業者に直接支払います。

## 3. 利用時間

一会計年度 48 時間を上限とし 30 分単位で月 4 時間まで利用できます。

※医療保険適用の訪問看護を超えた延長部分が本事業の対象です。

但し、訪問看護事業者のサービス提供可能範囲となります。

キャンセル料などは自己負担となります。



## 4. 利用の手続き

以下の必要書類を揃えて、利用している訪問看護事業者を經由し、発達発達支援センターに提出してください。

### 【必要書類】

- ① 申請書（発達発達支援センター及び訪問看護事業者に設置、または真庭市ホームページからダウンロード可）
- ② 訪問看護指示書の写し
- ③ 訪問看護事業者との契約書の写しまたは利用していることがわかる書類

### ■お問い合わせ先■

〒719-3201 真庭市久世 2928 久世保健福祉会館 2 階

真庭市健康福祉部 障がい者・児発達発達支援センター

TEL : 0867-42-1080

FAX : 0867-42-1369 (福祉課)